

宮崎県市町村合併推進構想

平成18年3月

宮 崎 県

宮崎県市町村合併推進構想

目 次

| | |
|--------------|---|
| 構想策定の趣旨..... | 1 |
|--------------|---|

自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

| | |
|--------------------------|---|
| 1 市町村の望ましい姿..... | 2 |
| 2 自主的な市町村の合併の推進の必要性..... | 3 |
| 3 合併推進に当たっての本県の役割..... | 4 |

市町村の現況と将来の見通し

| | |
|------------------------|----|
| 1 本県の市町村合併の推移..... | 5 |
| 2 人口・少子高齢化の推移..... | 6 |
| 3 生活圏の状況..... | 10 |
| 4 民間経済団体の合併の状況..... | 12 |
| 5 市町村の行財政運営の現況..... | 14 |
| 6 市町村間の事務の共同処理の状況..... | 19 |
| 7 市町村の結びつき..... | 22 |

構想対象市町村の組合せ

| | |
|----------------------------|----|
| 1 構想対象市町村の組合せの基本的な考え方..... | 25 |
| 2 将来の望ましい市町村の姿..... | 26 |
| 3 構想対象市町村の組合せ..... | 28 |

| | |
|------------------------------|----|
| 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置..... | 32 |
|------------------------------|----|

構想策定の趣旨

地方分権の進展や少子・高齢化の進行、日常生活圏の拡大、国・地方を通じた著しい財政状況の悪化など市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化していく中で、住民に最も身近な基礎自治体である市町村は、高度化・多様化する住民のニーズに的確に対応し、効率的・効果的に行財政運営を行っていくことが求められている。その要請に応えていくためには、市町村の行財政基盤の強化は不可欠であり、そのための有効な方策の一つが市町村合併である。

そうしたことから、平成11年7月に改正された「市町村の合併の特例に関する法律」（旧合併特例法）の下、全国で市町村合併が進められるなど、平成11年3月に3,232あった市町村が、平成18年3月31日までに1,821となった。

本県においても、平成12年12月に「宮崎縣市町村合併推進要綱」を策定するなど自主的な市町村の合併を支援してきたところであり、県内各地域での熱心な取組みの結果、平成11年3月に44あった市町村数は、平成18年3月には31となった。

このように旧合併特例法の下、全国的に市町村の合併が大きく進んだところであるが、国においては、地方分権の一層の推進や人口減少社会及び広域行政への対応、より効果的・効率的な行財政運営の実現等の要請に応えていく必要があるとして、平成17年4月に「市町村の合併の特例等に関する法律」（合併新法）を施行し、引き続き自主的な市町村の合併を推進していくこととしている。

合併新法においては、総務大臣の定める「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」（基本指針）に基づき、都道府県が「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を策定するなど、市町村の合併の推進に当たって都道府県が重要な役割を担うことが求められている。

県では、今後、市町村を取り巻く情勢がますます厳しくなることが予想される中において、市町村の行財政基盤の強化は不可欠であるとの認識の下で、引き続き自主的な市町村の合併を推進していくこととし、本県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想を策定することとした。

本構想は、将来の望ましい市町村の姿を見据え、県内市町村の現況及び将来見通しを踏まえながら、自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村の組合せ及び合併推進のために必要な措置について、宮崎縣市町村合併推進審議会の意見を聴き、県としての今後の合併推進の方向性を示したものである。

今後、本構想に基づき、地域の将来のあり方について、それぞれの地域で市町村と住民による真剣な検討がなされ、地方分権時代にふさわしい元気と個性あふれる基礎自治体が形成されることを強く期待するものである。

自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

1 市町村の望ましい姿

平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行により、地方分権改革は新たな、そして確かな一歩を踏み出したところである。分権型社会の構築のため、住民に最も身近な基礎自治体である市町村は、自己決定・自己責任の原則の下、創意工夫により住民の立場に立った行政を行うことが求められている。

そのためには、今後の市町村は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性が高く、それにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる職員集団を有することが望まれている。

このようなことから、市町村は規模・能力をさらに充実強化し、国や県からの事務や権限の移譲などにより、福祉や教育、まちづくりなどの住民に身近な事務については、原則として市町村自らが処理できる体制とするなど地方分権の担い手として十分な経営基盤を構築する必要がある。

さらに、目指すべき分権型社会においては、住民一人ひとりが主体的に地域づくりに参画していくことが重要である。近年、住民やコミュニティ組織、NPO等の民間セクターによる活動が活発に展開されている中、市町村にはこうした動きに呼応して新しい協働の仕組みを構築するなどして個性豊かな地域づくりを推進していくことが期待されている。

2 自主的な市町村の合併の推進の必要性

県では、旧合併特例法の下、少子高齢化の進行や国・地方を通じた厳しい財政状況など市町村を取り巻く環境が大きく変化する中、地方分権の受け皿としてふさわしい市町村となるために、その行財政基盤の強化を図ることを目的として、自主的な市町村合併を推進してきた。

県内各市町村においては市町村合併に向けた積極的な取組みが展開され、その結果、19の市町村が合併を選択して6市町に再編され、県内44市町村が平成18年3月には31市町村になったところである。

しかし、全市町村の3分の1を超える11の町村が人口1万未満であり、その割合は、全国平均と比較して高い状況にある上、県内各地域に広く存在している。これらの小規模町村においては、高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応するために必要な人員や専門職員の確保が総じて困難であり、また、人口減少率や高齢化率がより高くなる傾向にあることから、財政運営もますます厳しい状況に追い込まれ、行財政基盤の強い市町村と比べて提供できるサービスに格差が生じていくことが懸念される。

また、交通網の発達や情報ネットワークの整備等により、住民の日常生活圏が従来よりも拡大してきていることに伴い、現在の市町村の区域を越えた行政需要が大きくなっている。さらに、住民の環境問題や安全・安心のまちづくりへの意識や関心の高まりなどを背景に、自然環境の保全、国土の保全、水源のかん養等の機能の維持や河川の上流部と下流部とが連携した治水対策などの災害に強いまちづくりが求められているほか、都市部と農山漁村が互いに補完・協力しあう広域的な視点に立った施策が必要となってきた。

このような点を踏まえて基礎自治体としての県内市町村の今後の望ましい姿を展望すると、高度化・多様化する住民のニーズに的確に対応できるよう、市町村の規模・能力の更なる充実強化を図るための市町村合併を引き続き推進していく必要がある。

3 合併推進に当たっての本県の役割

県では、これまで旧合併特例法の下、宮崎縣市町村合併推進要綱を策定し、合併のパターンを提示して合併についての議論を促すとともに、市町村合併支援プランに基づき、市町村合併への取組みを様々な角度から支援してきた。

県は、今後も県土の更なる発展のため、市町村を包括する広域自治体として、市町村や住民が自主的・主体的に取り組む市町村合併へ向けた動きに対して、適時適切な助言と支援を行うなど、合併新法の下においても、市町村合併を推進していくこととする。

このような方針の下で、市町村合併に対するそれぞれの地域での真剣な議論を促すため、市町村、議会及び住民、民間団体等に対する的確な情報提供を行うとともに、市町村や地域住民等の自主的な市町村合併に向けた取組みに対し、初期の合併検討段階から合併後のまちづくりを円滑に行うための支援に至るまで、それぞれの段階に応じた効果的な支援を総合的に行っていくこととする。

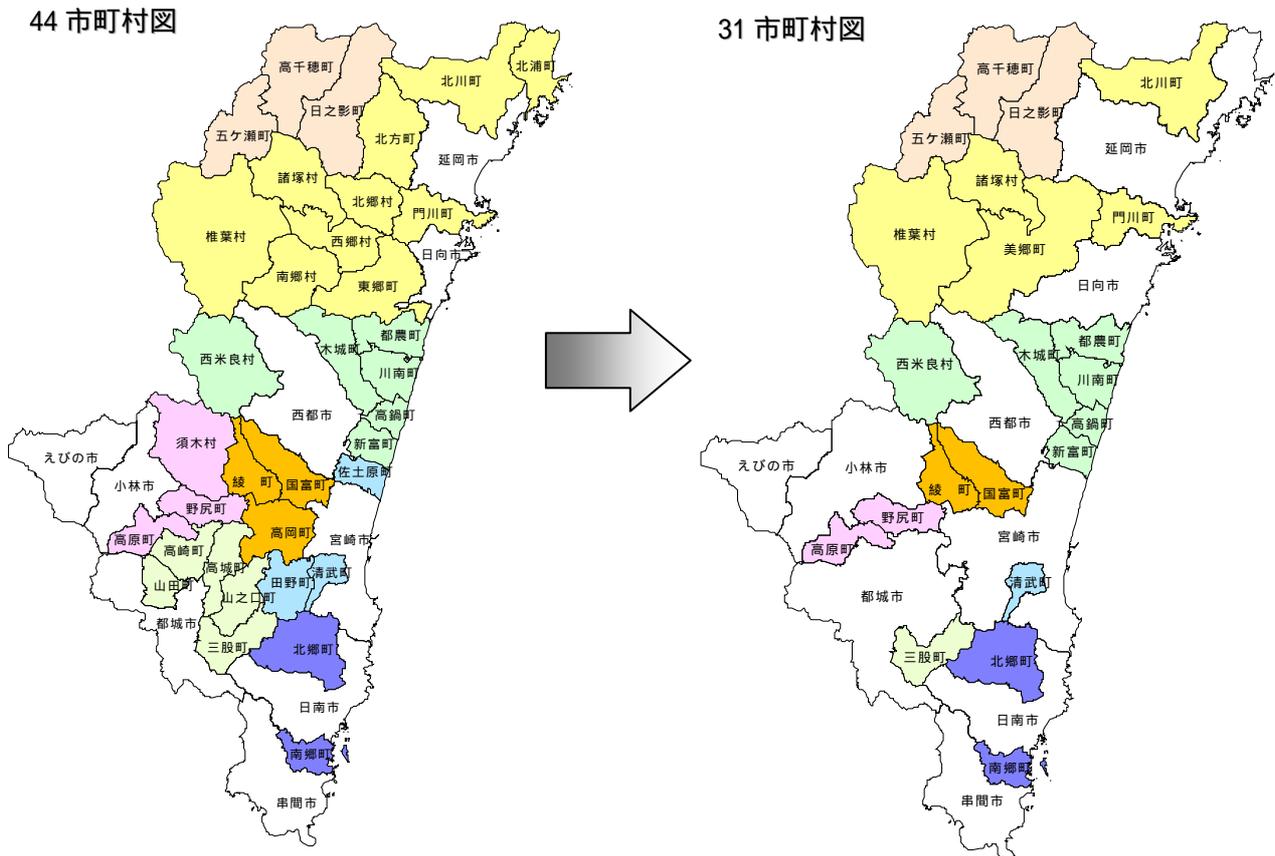
なお、合併新法においては、知事による合併協議会設置勧告や合併協議推進勧告等の措置が新たに設けられ、県の果たす役割が強化されているが、これらの措置は自主的な市町村の合併の推進という基本的な考え方に則った運用が必要であり、各地域における市町村合併の取組状況や市町村の置かれた状況を十分踏まえながら適切に対処していくこととする。

市町村の現況と将来の見通し

1 本県の市町村合併の推移

本県の市町村数は、明治22年4月の市制町村制施行当時は100市町村であったが、昭和20年代後半から昭和30年代にかけて大きく合併が進み、昭和40年代半ばには44市町村となった。その後、昭和48年4月から9市28町7村の44市町村が約30年間続いてきたが、旧合併特例法の下での合併により、19市町村が6市町に再編され、平成18年3月には9市19町3村の31市町村となった(図表1)。

図表1 旧合併特例法の下での本県の市町村合併の状況



2 人口・少子高齢化の推移

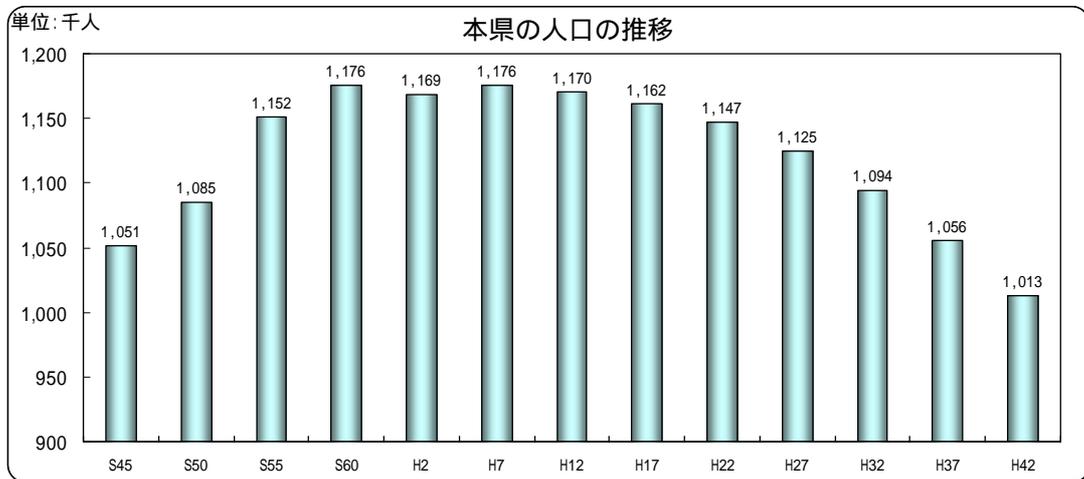
(1) 人口の推移

本県の人口の推移を見ると、昭和45年から昭和60年にかけて増加し、昭和60年から平成12年にかけてはほぼ横ばいで推移してきたが、国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成15年12月）によると、平成17年以降は年々減少し、平成42年には、平成12年人口に比べて15.7万人が減少すると推計されている（図表2）。

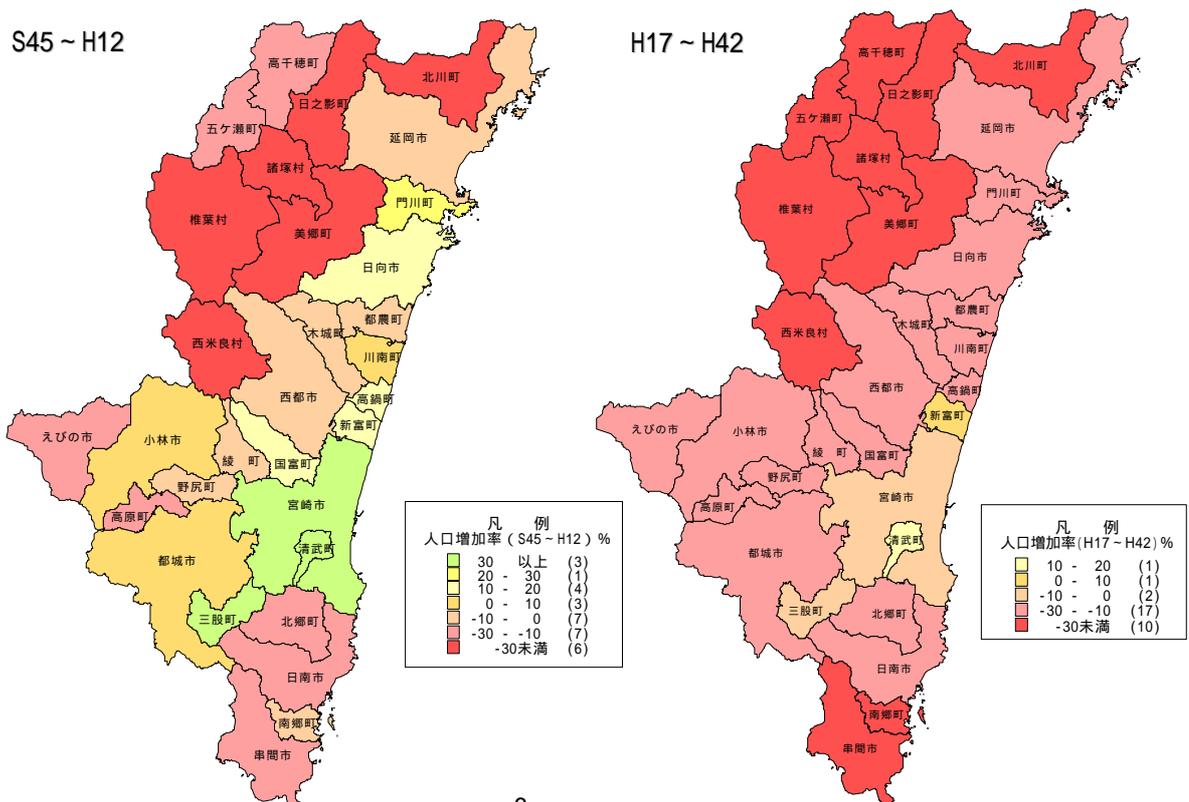
市町村別の昭和45年から平成12年の人口増加率の推移を見ると、宮崎市、清武町、三股町など11市町で増加しているものの、残りの20市町村は減少しており、特に県北西部の中山間地域で著しく減少している。また、平成42年までの推計を見ると、増加するのは2町のみでほとんどの市町村で減少し、特に中山間地域では深刻な人口減少が予想されている（図表3）。

平成12年までは国勢調査人口、平成17年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計人口。以下同じ。

図表2 本県の人口の推移



図表3 人口増加率の現況と将来見通し 凡例中()書きの数字は該当市町村数を表す。以下同じ。

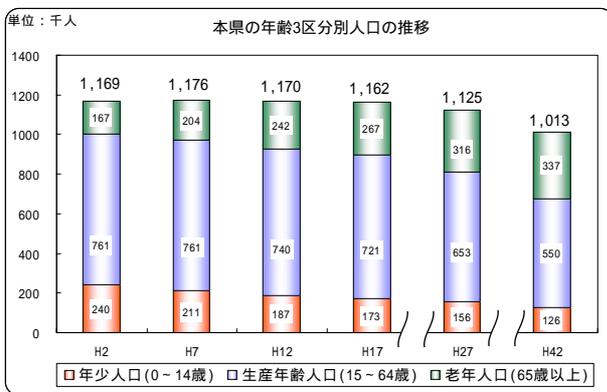


(2) 老年人口の推移

本県の65歳以上の老年人口は、平成2年には16.7万人であったが、平成12年には24.2万人となり、平成42年には33.7万人になると推計され、大幅な増加が見込まれている(図表4)。

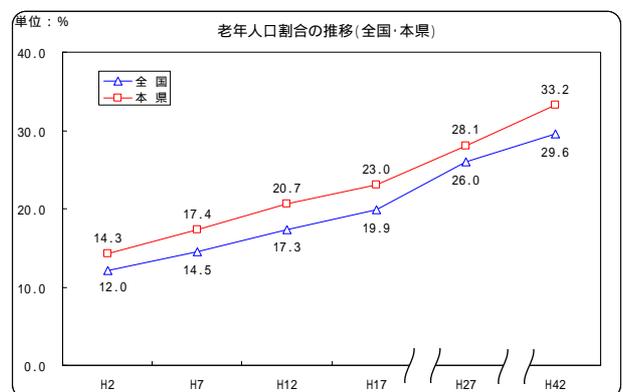
全人口に対する割合(高齢化率)も14.3%(平成2年)から20.7%(平成12年)、33.2%(平成42年)と高くなっており、全国と比較して早いペースで高齢化が進み、平成42年には県民の約3分の1は65歳以上となると予想されている(図表5)。

図表4 本県の年齢3区分別人口推移



総数は端数処理の関係で調整しています。

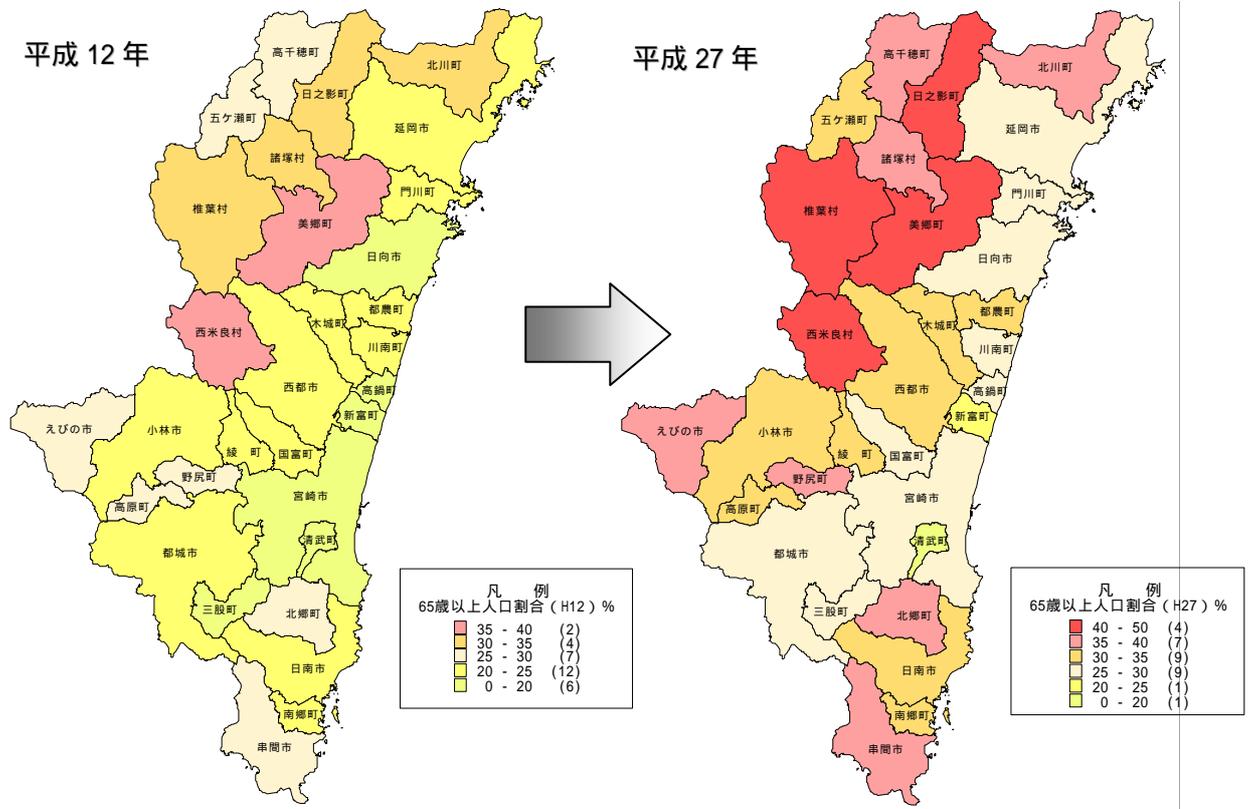
図表5 老年人口割合の推移(全国・本県)



市町村別の推移を見ると、平成12年では高齢化率30%以上は6団体であったが、平成27年には20団体となるなど高齢化が進む。特に人口規模の小さな町村においては、人口の半数近くが65歳以上となるなど深刻な状況になることが予想されている(図表6)。

高齢化の進行に伴い、介護や医療など老人福祉関係のサービスの需要が高まり、財政負担もこれまで以上に大きくなっていくことが見込まれる。

図表6 老年人口割合の現状と将来予測

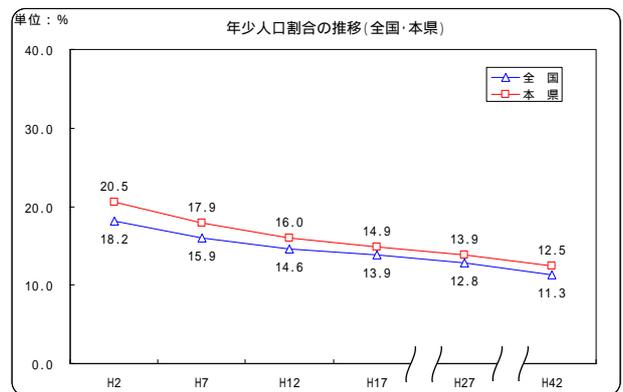


(3) 年少人口の推移

14歳以下の年少人口の推移を見ると、平成2年に24万人であったが、平成12年には18.7万人、平成42年には12.6万人と将来的には約半分になると推計されている(図表4)。

全人口に対する割合を見ると、全国を若干上回るものの、年々減少しており、少子化が進んでいくことが予想されている(図表7)。

図表7 年少人口割合の推移



(4) 生産年齢人口の推移

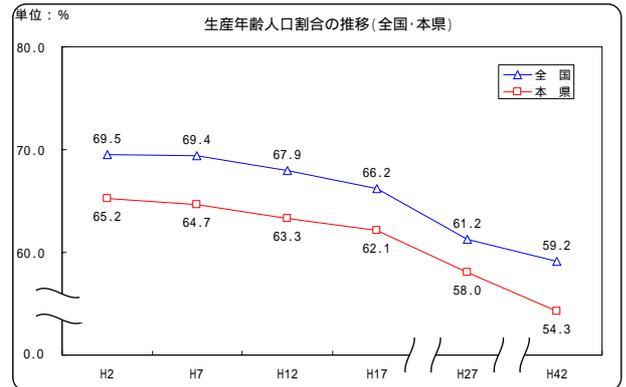
15歳以上64歳以下の生産年齢人口を見ると、平成2年から平成12年にかけては微減であったが、今後は急速に減少し、平成42年には55万人になると推計されている（図表4）。

全人口に対する割合も大きく減少することが予想されており、全国と比較しても約5ポイント低い状況で推移している（図表8）。

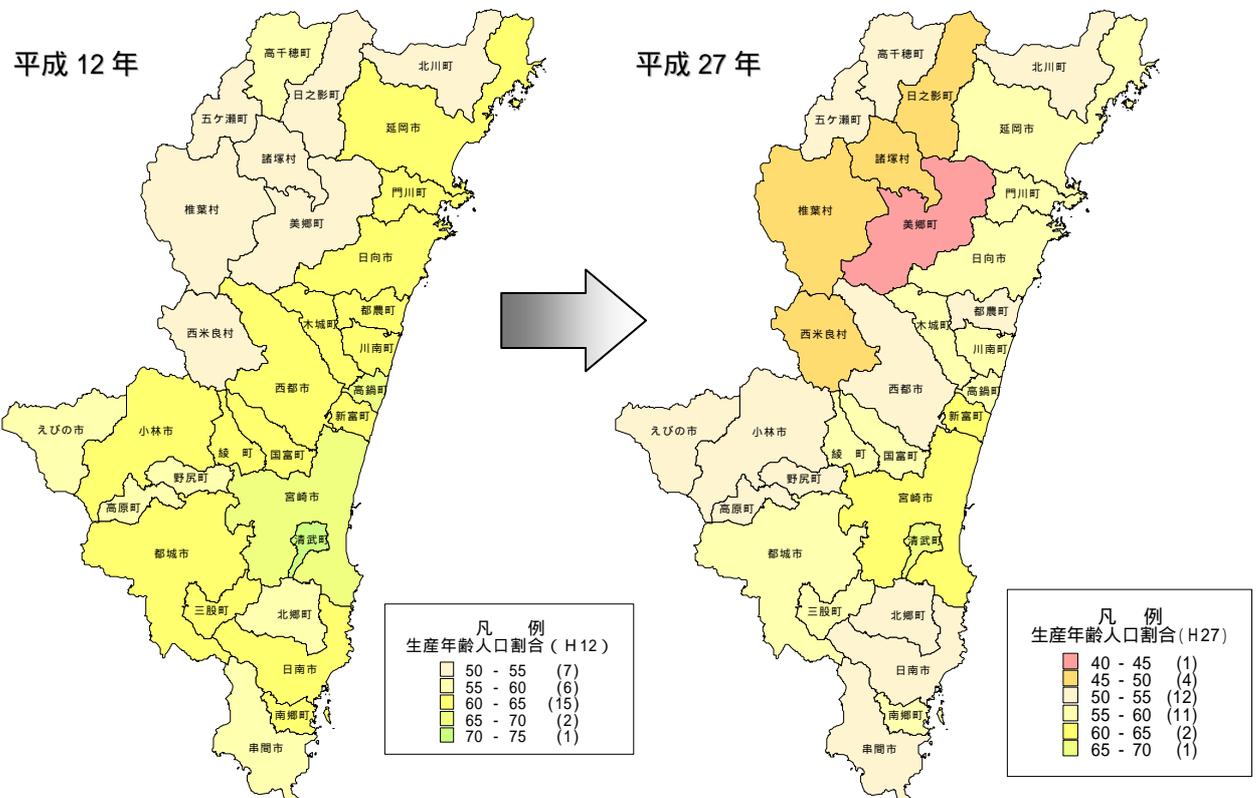
1人の高齢者を何人の生産年齢人口で支えていくことになっていくのを見てみると、平成2年は4.5人、平成12年は3人、平成42年は1.6人となり、将来は大変厳しい状況になることが予想されている。

市町村別の推移を見ると、平成12年にはすべての市町村で生産年齢人口は50%以上であったが、平成27年には、中山間地域の小規模町村などの5団体で50%を切ると予想されており、地域を支える産業の衰退や税収の減少、活力の低下などが懸念される（図表9）。

図表8 生産年齢人口割合の推移



図表9 生産年齢人口割合の現状と将来予測



3 生活圏の状況

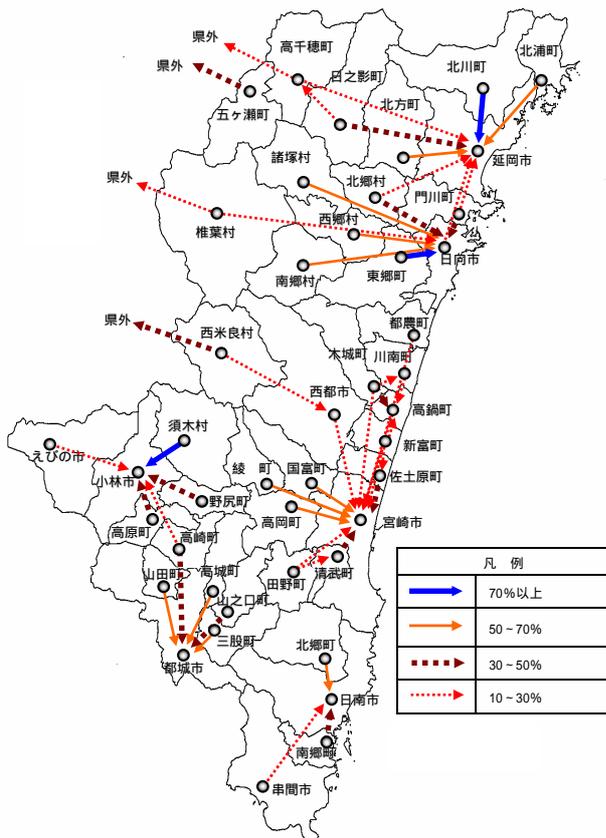
(1) 医療圏の状況

平成11年度宮崎県広域行政意識調査に基づき、医療圏の状況を見ると、宮崎市、都城市、延岡市、日向市、日南市、小林市、高鍋町を中心とした圏域の形成が認められる（図表10）。

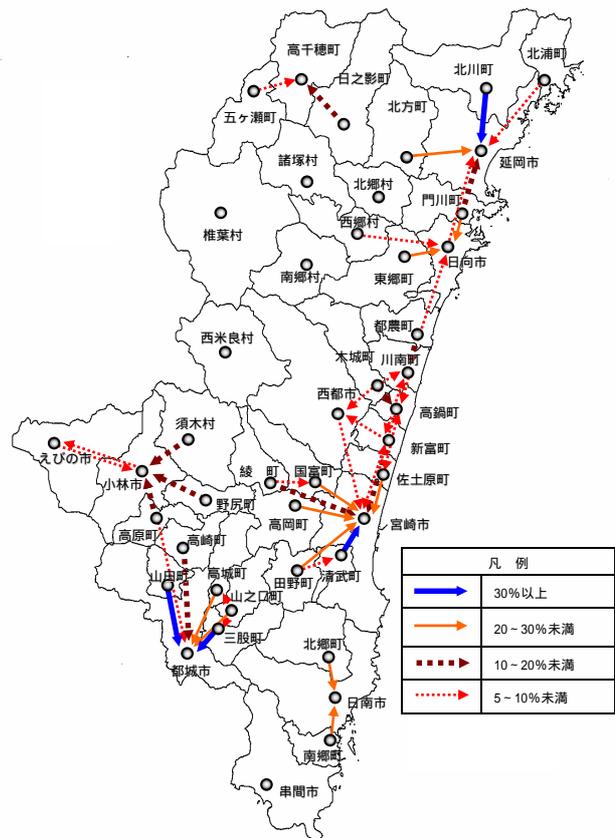
(2) 通勤圏の状況

平成12年国勢調査に基づき、通勤圏の状況を見ると、医療圏と同様に宮崎市、都城市、延岡市、日向市、日南市、小林市、高鍋町を中心とした圏域の形成が認められる（図表11）。

図表10 医療圏



図表11 通勤圏



(3) 通学圏の状況

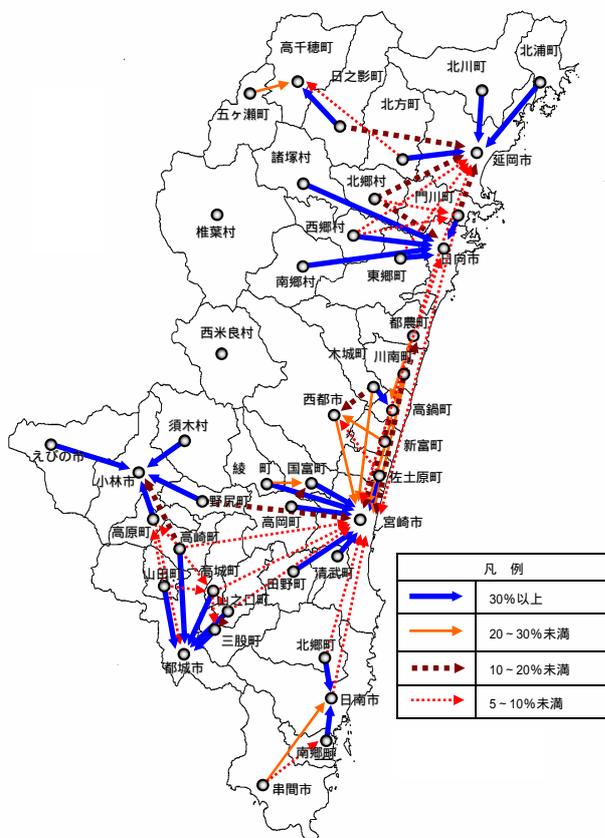
平成12年国勢調査に基づき、高等学校等（15歳以上）の通学圏の状況を見ると、医療圏及び通勤圏と同様に宮崎市、都城市、延岡市、日向市、日南市、小林市、高鍋町を中心とした圏域に加え、西都市、高千穂町を中心とした圏域の形成が認められる。通学圏は通勤圏よりも学校が所在する市町村を中心に強い圏域形成が見られる（図表12）。

(4) 商圏の状況

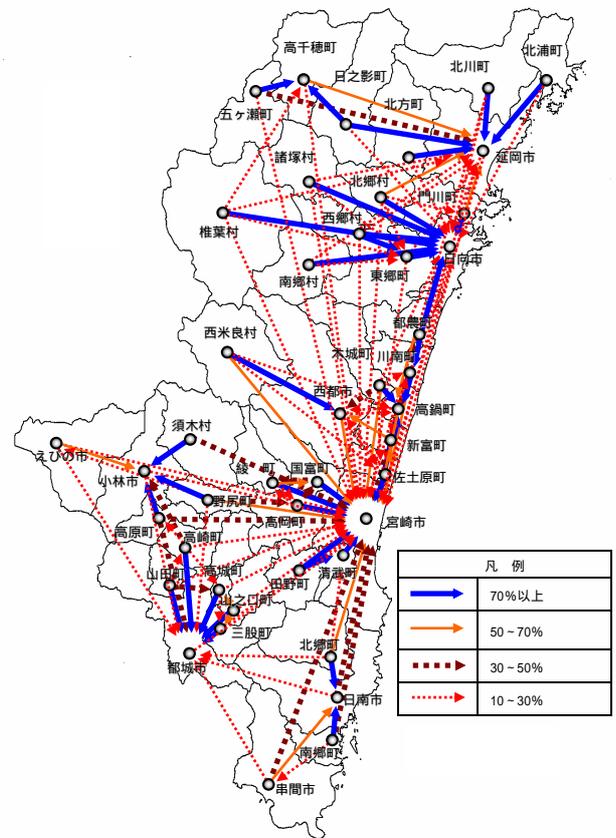
平成15年度小売商業実態調査に基づき、商圏の状況を見ると、通学圏と同様に宮崎市、都城市、延岡市、日向市、日南市、小林市、西都市、高鍋町、高千穂町を中心とした圏域が認められる。

また、医療圏、通勤圏及び通学圏と異なり、各圏域を越えた結びつき及び近隣市町村相互の結びつきが認められる（図表13）。

図表12 通学圏



図表13 商圏

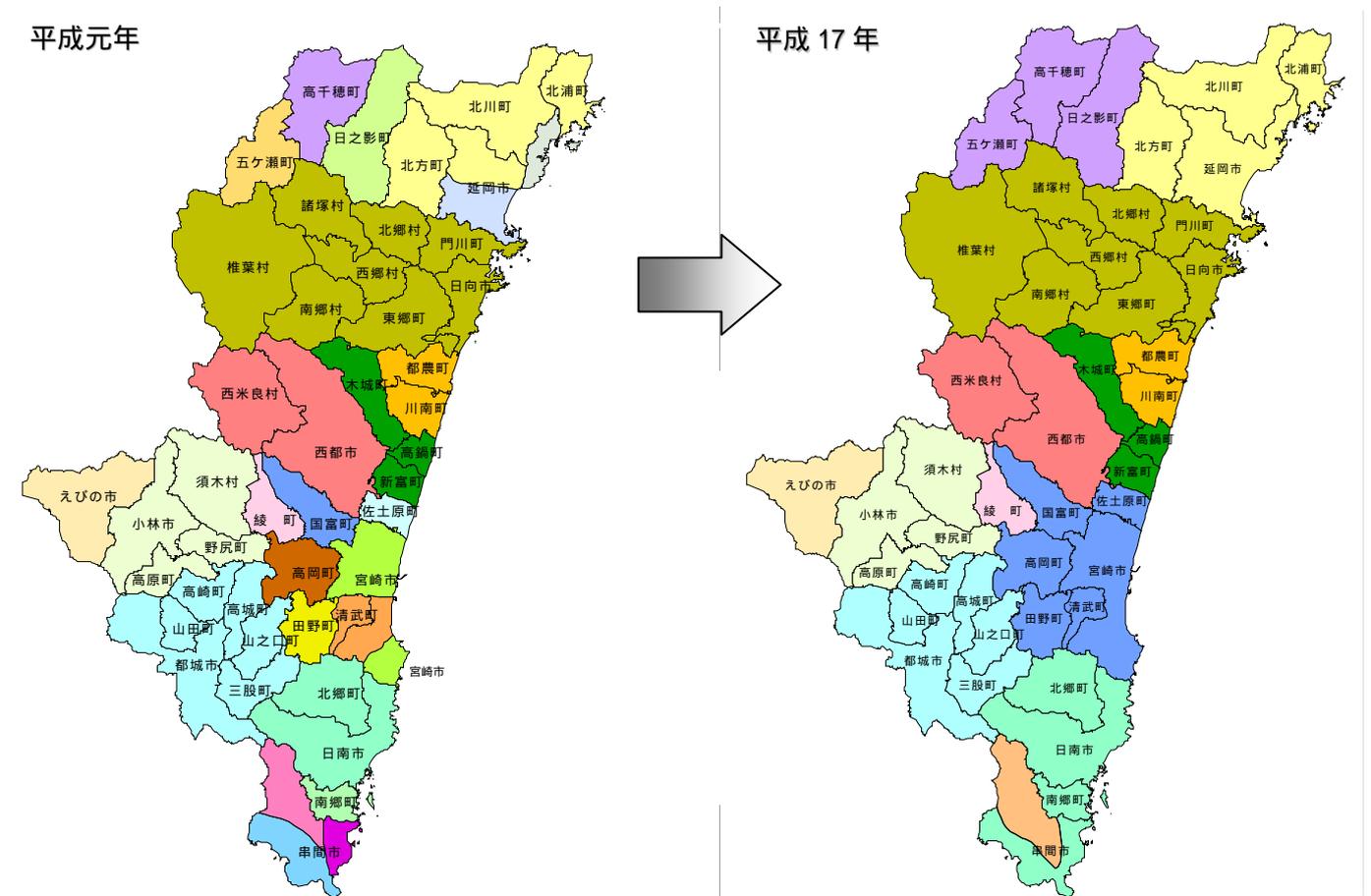


4 民間経済団体の合併の状況

(1) 農業協同組合の合併の状況

平成元年には24団体あったものが、現在、13団体に再編されており、合併が進んでいる(図表14)。

図表14 農業協同組合の合併の状況



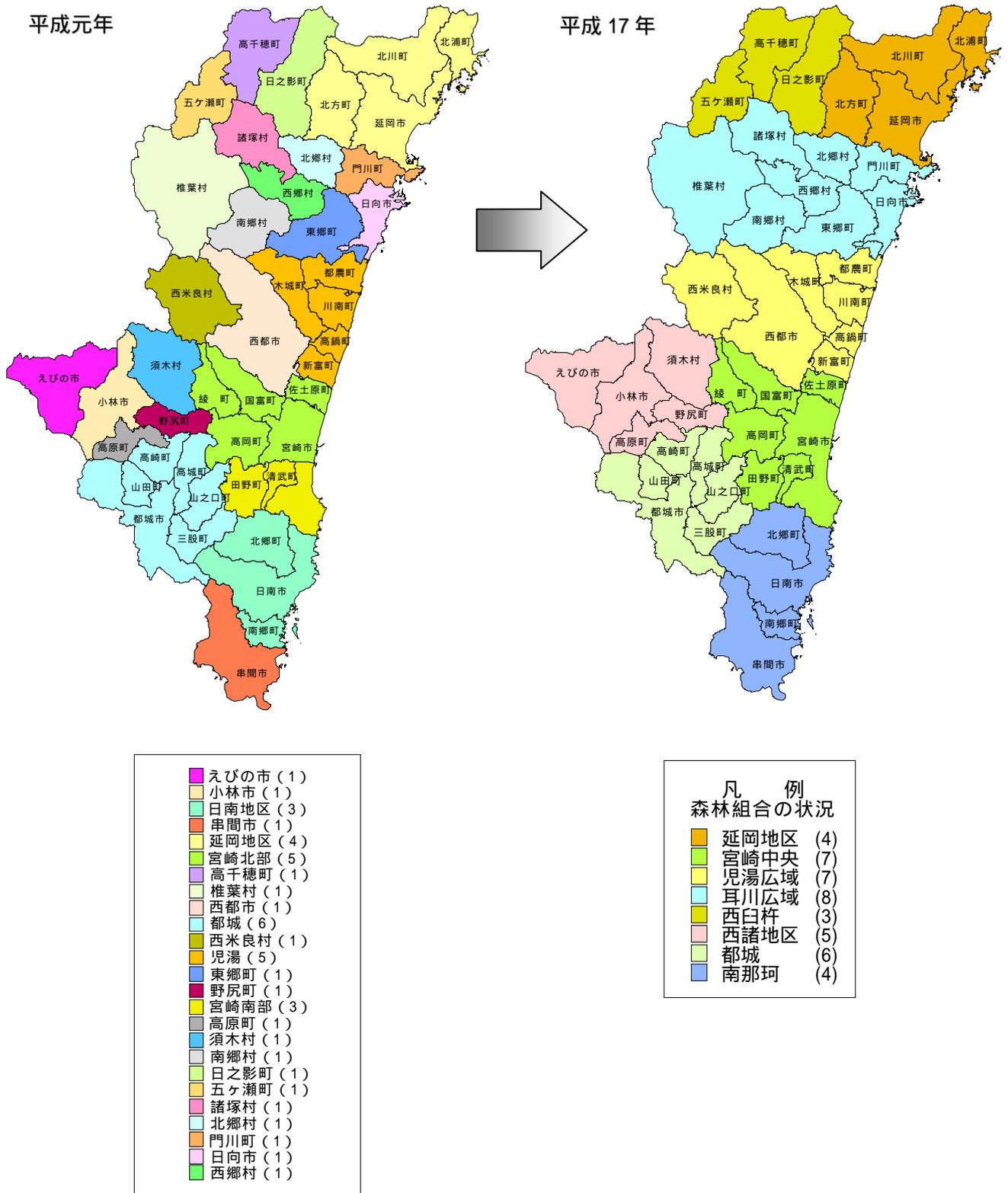
| | |
|--------------------|-----|
| えびの市 | (1) |
| 小林地区 | (4) |
| 日南 | (2) |
| 綾町 | (1) |
| 宮崎市 | (1) |
| 高千穂町 | (1) |
| 児湯 | (3) |
| 西都 | (2) |
| 都城 | (6) |
| 日向 | (8) |
| 尾鈴 | (2) |
| 国富町 | (1) |
| 高岡町 | (1) |
| 田野 | (1) |
| 串間市大束 | (1) |
| 串間市 | (1) |
| 市木 | (1) |
| 宮崎南郷 | (1) |
| 南宮崎 | (2) |
| 五ヶ瀬町 | (1) |
| 日之影町 | (1) |
| 佐土原町 | (1) |
| 延岡 | (4) |
| 延岡市 | (1) |
| 延岡・延岡市農協の地区が重複する地域 | (1) |

| 凡 例 | |
|---------|-----|
| JAの状況 | |
| JAえびの市 | (1) |
| JAこばやし | (4) |
| JAはまゆう | (4) |
| JA綾町 | (1) |
| JA延岡 | (4) |
| JA宮崎中央 | (6) |
| JA串間市大束 | (1) |
| JA高千穂地区 | (3) |
| JA児湯 | (3) |
| JA西都 | (2) |
| JA都城 | (6) |
| JA日向 | (8) |
| JA尾鈴 | (2) |

(2) 森林組合の合併の状況

平成元年には25団体あったものが、現在、8団体に再編されるなど合併が相当程度進んでいる(図表15)。

図表15 森林組合の合併の状況



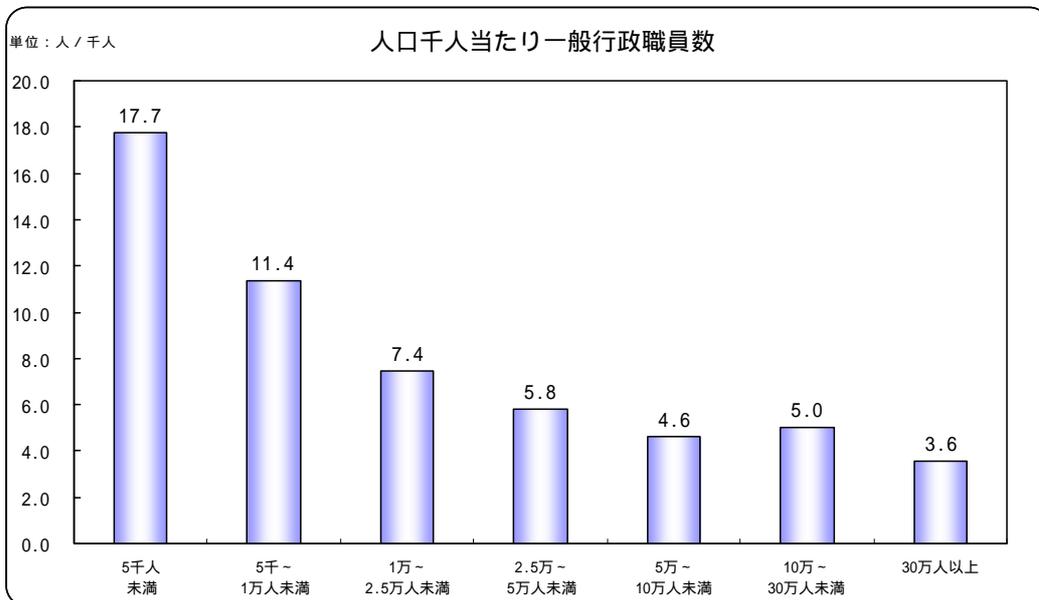
5 市町村の行財政運営の現況

(1) 市町村の行政運営の現況

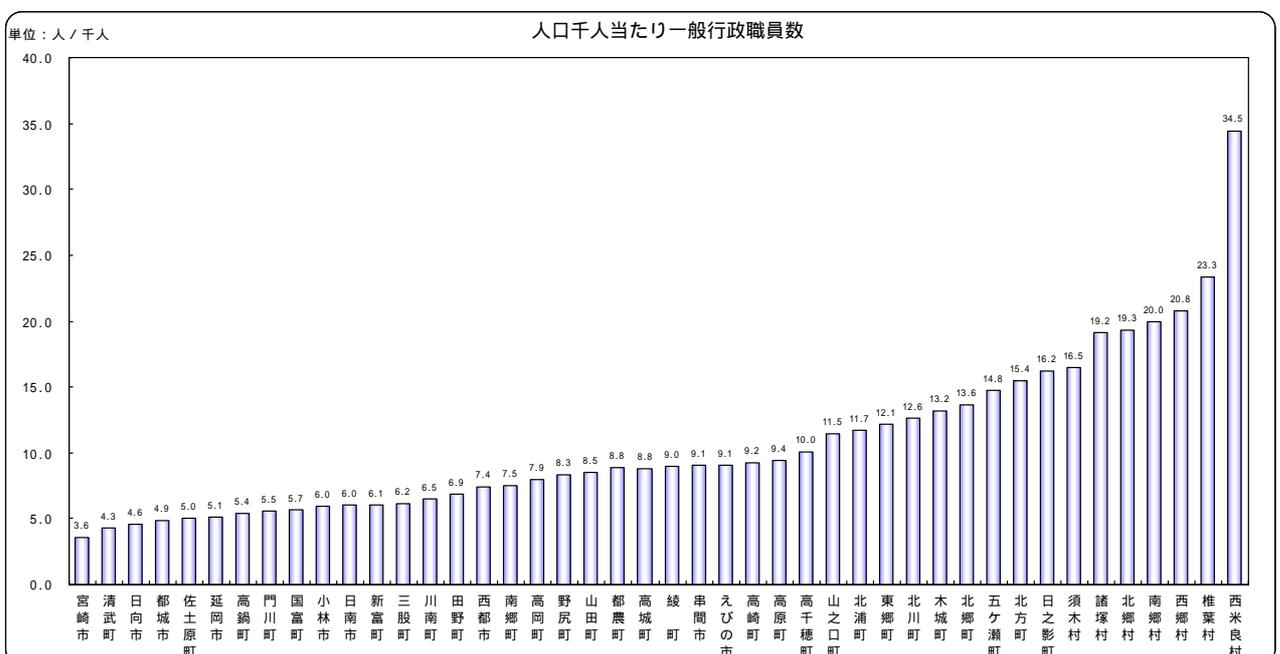
平成16年度の本県市町村の人口千人当たりの一般行政職員数を人口規模別で見ると、人口30万人以上の市では3.6人であるのに対し、人口5千人未満の町村では5倍の17.7人となっている(図表16)。また、市町村別で見ても総じて規模の小さい市町村ほど配置人員が多い傾向にある(図表17)。

また、人口規模別の専門職員の配置状況を見ると、人口3万人以上の団体では、「保健師・助産師」、「栄養士」、「建築技師」、「土木技師」の専門職員が、すべて配置されている(図表18)。都市計画や保健・福祉の分野などでは、これらの専門職員の配置により、その専門性を活かしたより高度な施策の実施が可能となっている。

図表16 人口千人当たりの一般行政職員数(人口規模別)



図表17 人口千人当たりの一般行政職員数(市町村別)



図表 1 8 専門職員の配置状況

【保健師・助産師】

表内の数値は合併前市町村数

| 人 口 | 配置なし | 1~5人 | 6~10人 | 11~15人 | 16~20人 | 20人~ |
|--------|------|------|-------|--------|--------|------|
| 5千人未満 | | 10 | | | | |
| 5千~1万人 | | 8 | 1 | | | |
| 1~3万人 | | 13 | 3 | 1 | | |
| 3~5万人 | | | 3 | 1 | | |
| 5~10万人 | | | | 1 | | |
| 10万人以上 | | | | 2 | | 1 |

【栄養士】

表内の数値は合併前市町村数

| 配置なし | 1~5人 | 6~10人 | 11~15人 | 16~20人 | 20人~ |
|------|------|-------|--------|--------|------|
| 3 | 7 | | | | |
| 2 | 7 | | | | |
| 2 | 15 | | | | |
| | 4 | | | | |
| | 1 | | | | |
| | 3 | | | | |

【建築技師】

表内の数値は合併前市町村数

| 人 口 | 配置なし | 1~5人 | 6~10人 | 11~15人 | 16~20人 | 20人~ |
|--------|------|------|-------|--------|--------|------|
| 5千人未満 | 5 | 5 | | | | |
| 5千~1万人 | 2 | 7 | | | | |
| 1~3万人 | | 17 | | | | |
| 3~5万人 | | 3 | 1 | | | |
| 5~10万人 | | | 1 | | | |
| 10万人以上 | | | | 1 | 1 | 1 |

【土木技師】

表内の数値は合併前市町村数

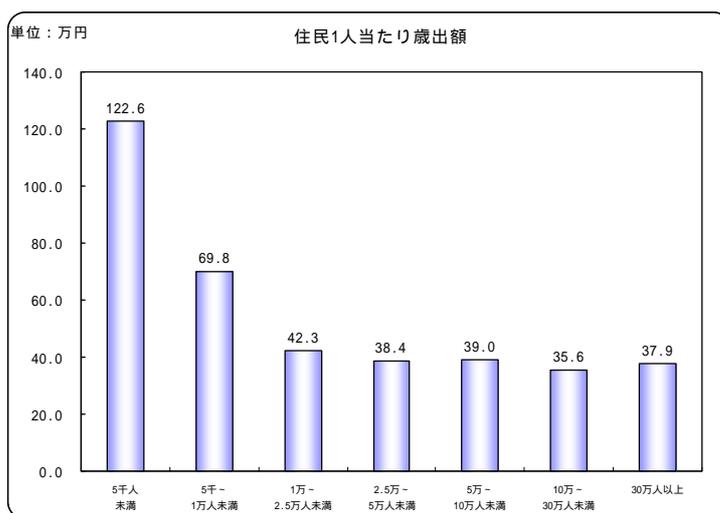
| 配置なし | 1~5人 | 6~10人 | 11~15人 | 16~20人 | 20人~ |
|------|------|-------|--------|--------|------|
| 2 | 7 | 1 | | | |
| | 6 | 3 | | | |
| | 6 | 8 | 3 | | |
| | | | 1 | | 3 |
| | | | | | 1 |
| | | | | | 3 |

(2) 市町村の財政運営の現況

住民 1 人当たりの歳出額

本縣市町村の住民 1 人当たりの歳出額を人口規模別に見ると、人口 2 万 5 千人以上の市町では、35.6 万円から 39 万円の間であまり差は見られないが、人口 2 万 5 千人未満の市町村では、人口規模が小さい市町村ほど高くなる傾向にあり、人口 5 千人未満の町村においては 122.6 万円と、人口 2 万 5 千人以上の市町と比較すると 3 倍以上となっている（図表 1 9）。

図表 1 9 住民 1 人当たりの歳出額（人口規模別）



行政の効率性の観点からすると、提供されているサービス水準をほぼ同一と仮定すれば、住民 1 人当たりの歳出額が小さくなる人口規模の大きい市町村の方がより効率的であるといえる。

財政力指数

財政力指数は、「1」に近く、あるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるとされている。

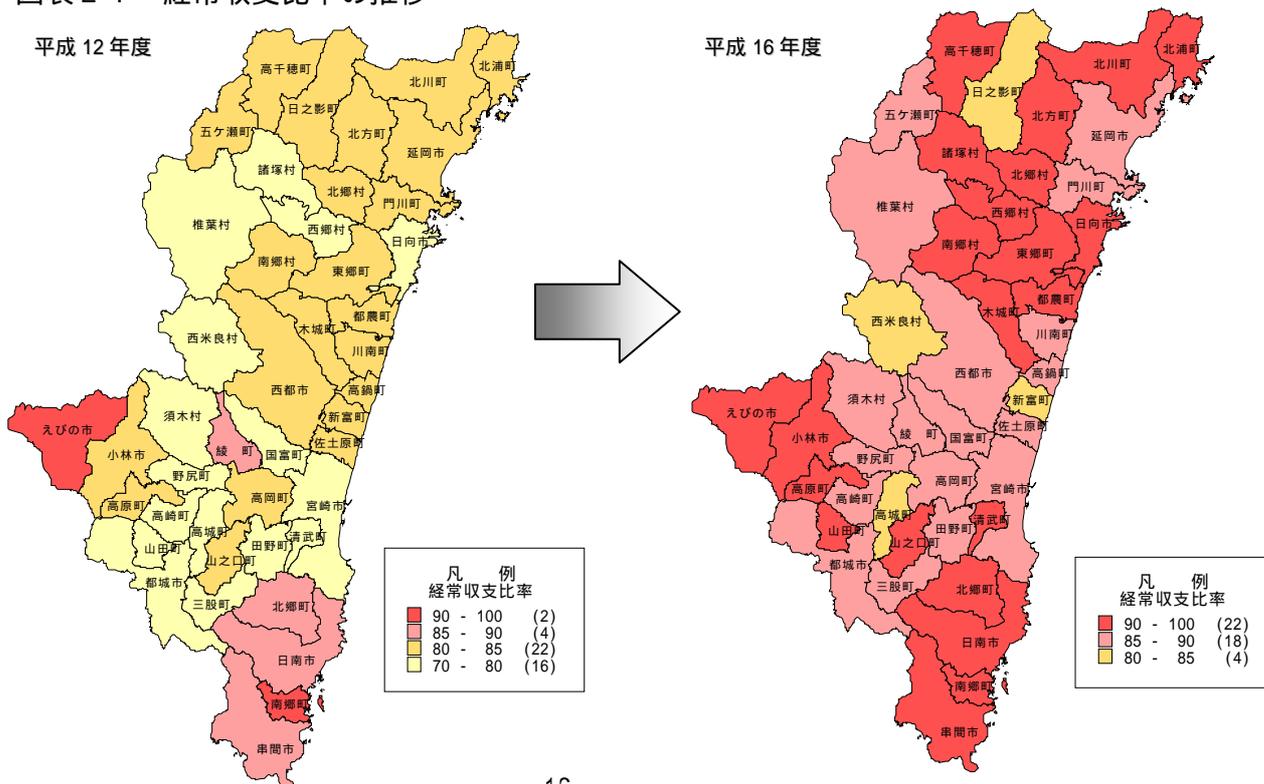
平成16年度末における市町村別の状況を見ると、44市町村中8割を超える37市町村が0.5以下となっている。中でも0.2以下となっている町村が13団体あり、そのほとんどは小規模な町村であるなど、特に厳しい財政状況にあるといえる(図表20)。

経常収支比率

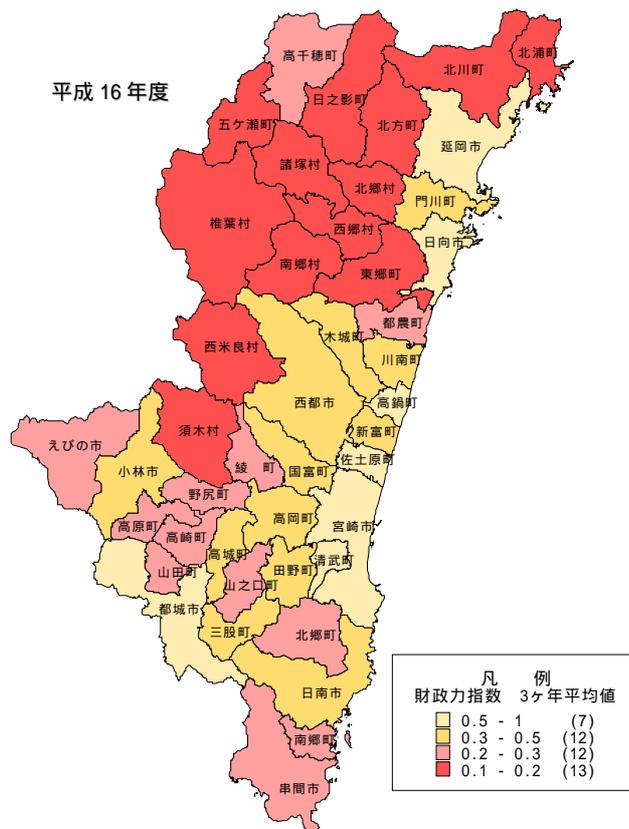
経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す指標であり、この値が低いほど建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源が豊かで財政構造が弾力性に富んでいることを示している。一般的には市は80%、町村は75%が警戒ラインと考えられている。

本縣市町村の経常収支比率を見ると、平成12年度では80%を超えていたのは44市町村のうち28市町村であったが、平成16年度では全ての市町村が80%を超えている。また、半数の22市町村が90%を超え、さらに全市町村の平均も90%を超えるなど、本縣市町村の財政構造の硬直化は顕著となっており、財政運営は非常に厳しい状況にあるものと考えられる。

図表21 経常収支比率の推移



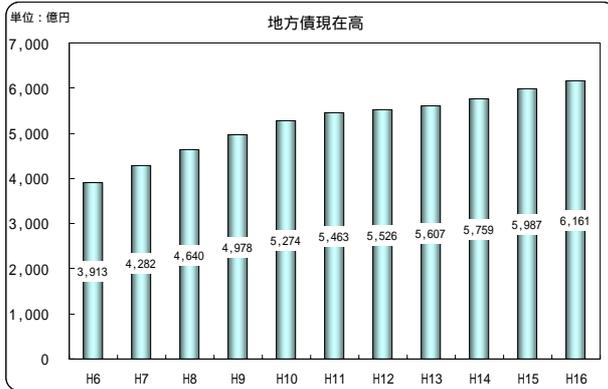
図表20 財政力指数の状況



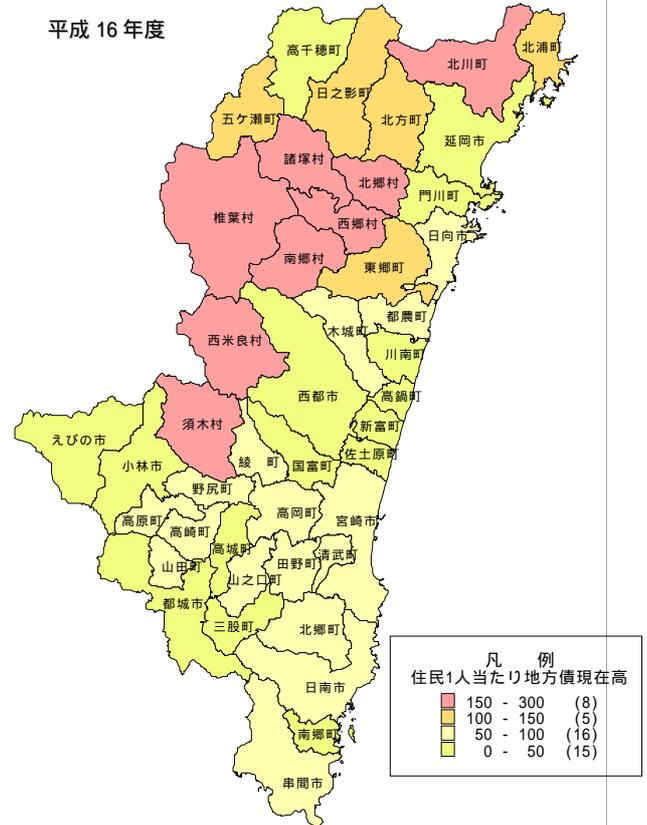
その他の財政指標

本県市町村全体の地方債現在高は、平成16年度末では6,161億円に達しているなど、年々増加してきている。また、県内市町村の住民1人当たりの地方債現在高を見ると、県内44市町村中13町村が100万円以上となっている（図表22及び図表23）。

図表22 地方債現在高の推移

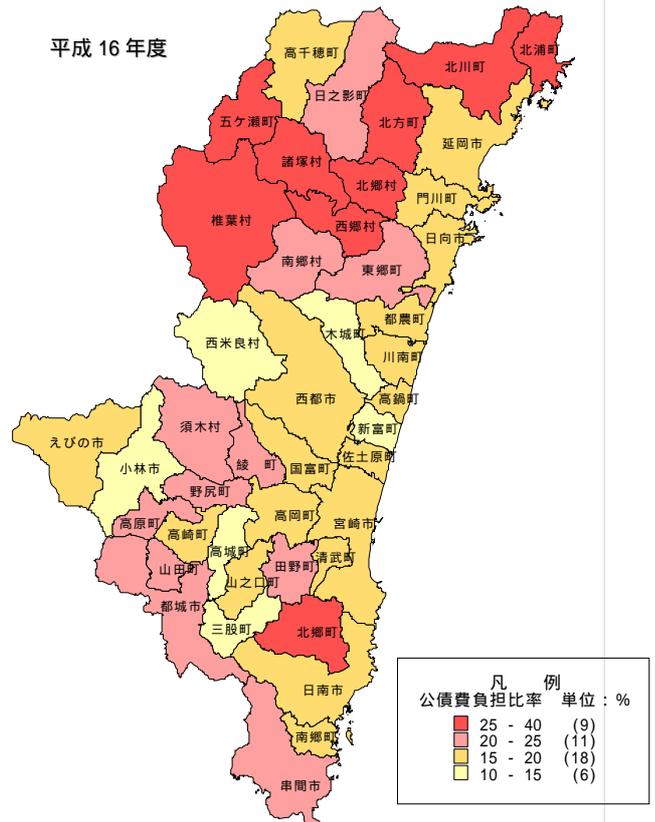


図表23 地方債現在高の状況



公債費負担比率は、一般に20%以上が危険ラインとされているが、平成16年度決算で見ると、44市町村のうち20市町村が20%以上となっている（図表24）。

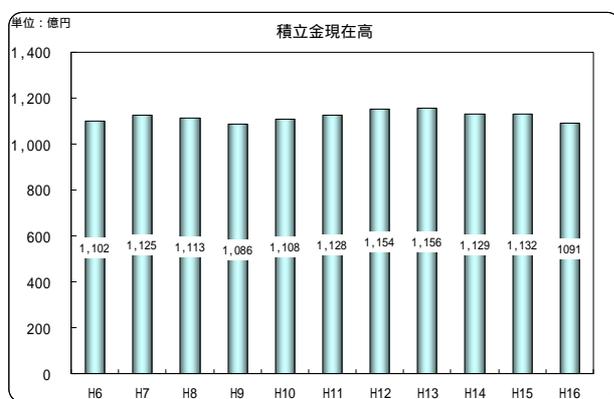
図表24 公債費負担比率の状況



積立金現在高の推移を見ると、これまでほぼ横ばいで推移してきたが、平成13年度以降は減少傾向にあり、今後もこの傾向は続いていくものと考えられる（図表25）。

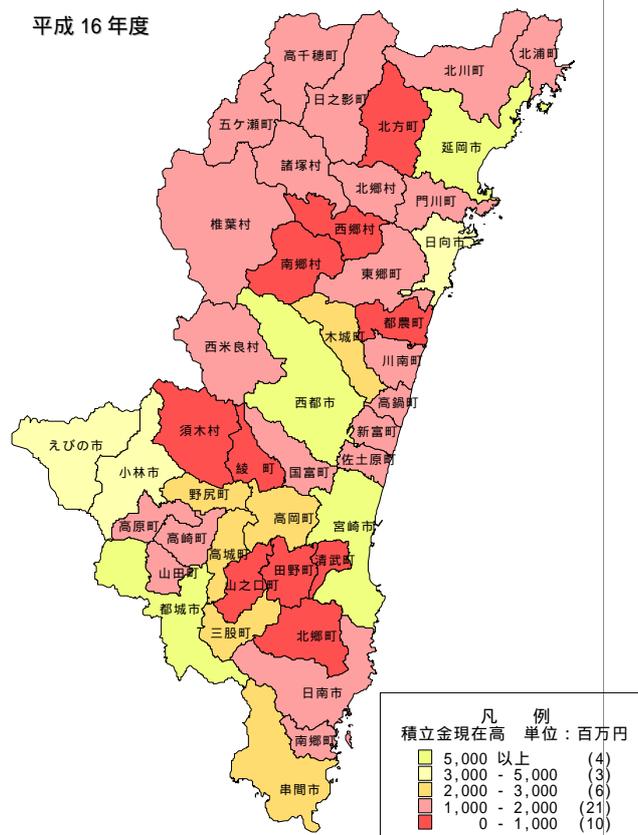
このように、地方債現在高が増加する一方で積立金現在高は減少傾向にあることから、将来的には財政状況はますます厳しくなっていくことが予想される。

図表25 積立金残高の推移



図表26 積立金現在高の状況

平成16年度



6 市町村間の事務の共同処理の状況

市町村が処理することとされている事務で、単独で実施することが困難な事務については、市町村がそれぞれの区域を越えて共同で処理しているものがある。

市町村間の事務の共同処理方式としては、協議会、機関の共同設置、事務の委託、一部事務組合、広域連合があり、本県においてもこれまでこれらの方式により事務の共同処理が行われてきており、特に消防事務、ごみ処理事務、し尿処理事務、介護保険事務等においては、各地域において多くの市町村が共同して処理するなど一定の成果を上げている。

しかし、協議会方式や機関の共同設置方式、事務の委託方式は、法人格がないことや責任の所在が不明確であるなどの課題がある。また、県内に18ある一部事務組合については、その大半は単一の事務を処理する組合であり、事務の効率化の面では十分とはいえないなど、事務の共同処理については問題点が指摘されている。

したがって、地域の課題を総合的に解決する観点からは、意思決定、事業実施を単一の団体で行うことが効果的である。

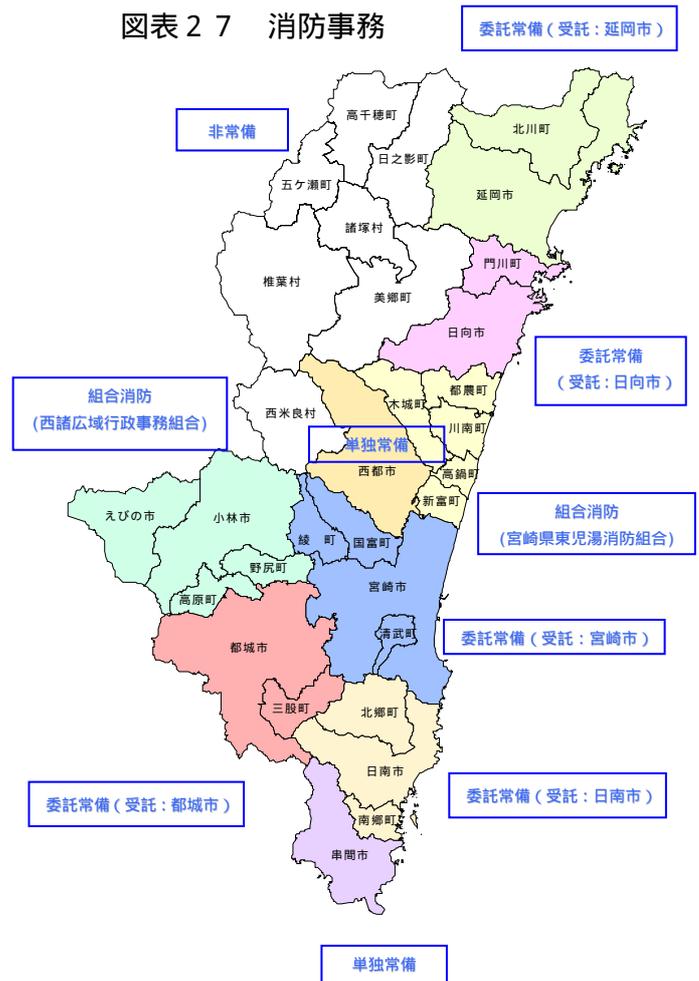
消防事務

2市7町（高鍋町・新富町・木城町・川南町・都農町、小林市・えびの市・高原町・野尻町）が、2つの一部事務組合を設置して、消防事務を行っている。

7市（延岡市、日向市、西都市、宮崎市、都城市、日南市、串間市）が単独で消防事務を行っているが、このうち延岡市が北川町から、日向市が門川町から、宮崎市が清武町・国富町・綾町から、都城市が三股町から、日南市が北郷町・南郷町から、それぞれ委託を受けて消防事務を行っている。

なお、4町3村（高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、諸塚村、椎葉村、美郷町、西米良村）は非常備（消防署を設置せず、全て消防団で対応）となっている（図表27）。

図表27 消防事務



- 単独常備: 単独で消防事務を行っている市町村
- 委託常備: 消防本部を設置する市町村に消防事務を委託している市町村
- 組合消防: 消防事務を行う一部事務組合を共同で設置している市町村
- 非常備: 消防本部を設置せず委託等も行っていない市町村

ごみ共同処理

5市13町1村(高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町、西都市・高鍋町・新富町・西米良村・木城町・川南町・都農町、小林市・高原町・野尻町、宮崎市・清武町、日南市・北郷町、日南市・串間市・北郷町・南郷町

日南市・北郷町は重複)が6つの一部事務組合を1市2町1村(日向市・門川町・諸塚村・美郷町)が広域連合を設置して、処理している。

また、3市2町(延岡市、えびの市、国富町、綾町、都城市)が自己処理を行っているが、このうち延岡市は北川町から、都城市は三股町から、それぞれ委託を受けて処理している(図表28)。

図表28 ごみ共同処理の状況



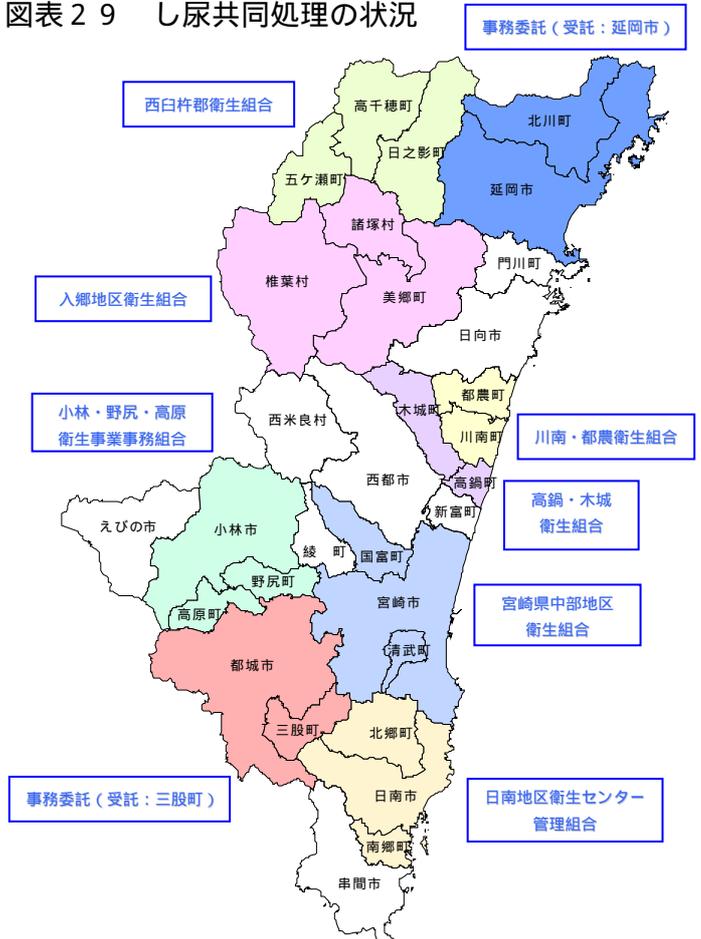
し尿共同処理

3市14町2村(高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町、諸塚村・椎葉村・美郷町、川南町・都農町、高鍋町・木城町、小林市・高原町・野尻町、宮崎市・清武町、日南市・串間市・北郷町・南郷町)が7つの一部事務組合を設置して、処理している。

5市4町1村(延岡市、日向市、門川町、西都市、新富町、西米良村、えびの市、綾町、三股町、串間市)が自己処理を行っているが、このうち延岡市が北川町から、三股町が都城市からの委託を受けて処理している(図表29)。

なお、都城市については、一部(旧山田町・旧高崎町の区域)を自己処理している。

図表29 し尿共同処理の状況

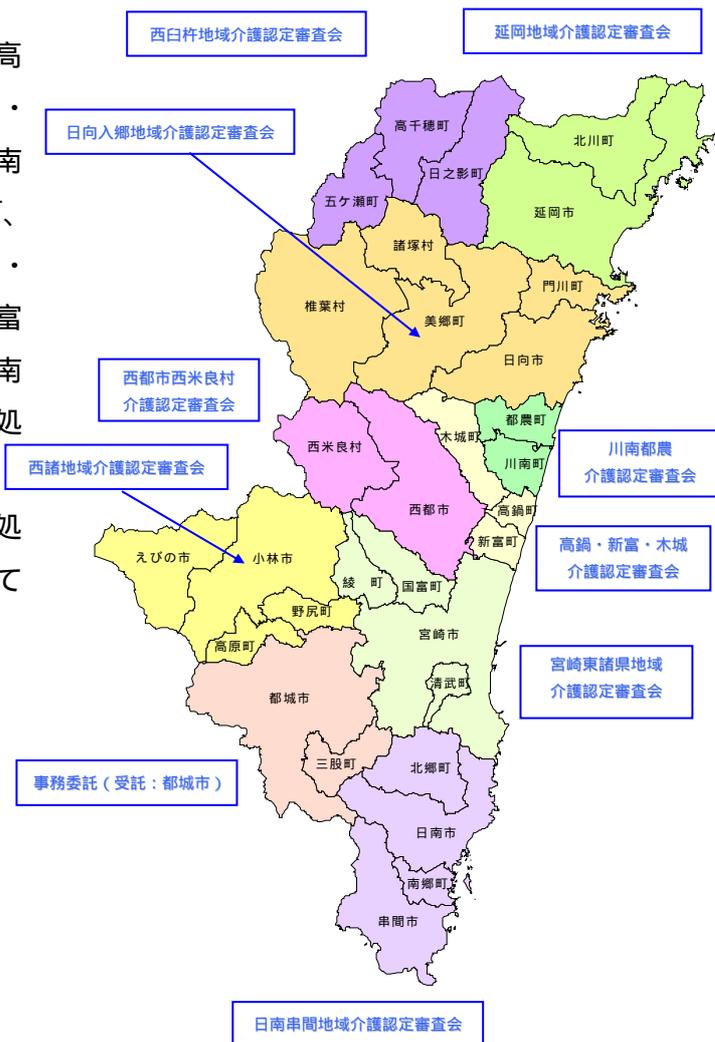


図表 3 0 介護認定審査会

介護認定審査会

8市18町3村(延岡市・北川町、高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町、日向市・門川町・諸塚村・椎葉村・美郷町、川南町・都農町、高鍋町・新富町・木城町、西都市・西米良村、小林市・えびの市・高原町・野尻町、宮崎市・清武町・国富町・綾町、日南市・串間市・北郷町・南郷町)が、9つの審査会を設置して、処理している。

都城市は単独で審査会を設置して処理しており、三股町からの委託を受けて処理している(図表30)。



7 市町村の結びつき

(1) クラスタ分析による検討

市町村は、住民の日常生活や経済活動、行政サービスの提供などによって周辺の市町村と複雑に結びついているが、その状況を客観的かつ定量的に分析し、県内市町村の一体性の傾向を把握するために、統計的分析手法としてのクラスタ分析を行った。各市町村毎の結びつきは次の視点から32の指標を用いて分析した(図表31)。

結びつきの視点

生活圏の一体性

通勤や通学、買い物等の生活圏の一体性は住民の連帯意識の形成に大きく関わっていると同時に、生活圏に対応した広域的な行政も求められている。

行政サービスの一体性

一部事務組合などの広域的な行政サービスにおける圏域は、日常生活や経済活動などの地域的結びつきを背景に設定されている。

各種計画等の一体性

広域市町村圏などの各種計画等は、生活圏などの地域的結びつきを背景として形成されているとともに、地域の一体感の醸成にも影響を与えている。

経済面の一体性

J Aや森林組合など経済活動における結びつきは、住民の日常生活に影響を与え、生活圏の形成に関わっている。

河川流域の一体性

河川の流域は、自然環境の保全、国土保全等の機能の維持や防災対策等に大きく関わっていると同時に、生活圏の形成に関わっている。

図表31 クラスタ分析に用いた指標

| 分類 | 指標 | | 分類 | 指標 | | |
|------------|----|-----------|-----------|---------|---------------|---------|
| 生活圏の一体性 | 1 | 通勤圏 10%以上 | 各種計画等の一体性 | 18 | 広域市町村圏 | |
| | 2 | 通学圏 10%以上 | | 19 | 総合保養地域 | |
| | 3 | 商圈 30%以上 | | 20 | フォレストピア地域 | |
| | 4 | 医療圏 30%以上 | | 21 | 高度技術産業集積地域 | |
| 行政サービスの一体性 | 5 | 一部事務組合 | | 22 | 新産業都市 | |
| | 6 | 協議会 | | 23 | 地方拠点都市地域 | |
| | 7 | 機関の共同設置 | | 24 | 2次医療圏 | |
| | 8 | 広域連合 | | 25 | 高齢者保健福祉圏域 | |
| | 9 | 税務署 | | 26 | ごみ処理広域化計画 | |
| | 10 | 公共職業安定所 | | 経済面の一体性 | 27 | 農業協同組合 |
| | 11 | 社会保険事務所 | 28 | | 森林組合 | |
| | 12 | 農林振興局 | 29 | | NTT市外局番 | |
| | 13 | 県税事務所 | 30 | | 九州電力営業所 | |
| | 14 | 教育事務所 | 31 | | 宮崎日日新聞(支社・支局) | |
| | 15 | 保健所 | 河川流域の一体性 | | 32 | 地域の流域河川 |
| | 16 | 土木事務所 | | | | |
| | 17 | 福祉事務所 | | | | |

(2) クラスタ分析の結果

32の指標を基に市町村間の結びつきを数値で求め、31市町村のクロス表にしたものが図表32である。

このクロス表においては、数値が100に近いほど市町村相互の結びつきが強いことを示している。

1 結びつきが特に強い市町村

宮崎市・清武町
国富町・綾町
都城市・三股町
延岡市・北川町
高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町
日南市・北郷町・南郷町
小林市・高原町・野尻町
日向市・門川町・美郷町
美郷町・諸塚村・椎葉村
西都市・西米良村
高鍋町・木城町
川南町・都農町

2 結びつきが強い市町村

宮崎市・清武町・国富町・綾町
日南市・串間市・北郷町・南郷町
小林市・えびの市・高原町・野尻町
日向市・門川町・美郷町・諸塚村・椎葉村
高鍋町・新富町・木城町・川南町・都農町

構想対象市町村の組合せ

1 構想対象市町村の組合せの基本的な考え方

本構想においては、総務大臣から示された基本指針の内容を踏まえ、本県における市町村の望ましい姿、自主的な市町村合併の推進の必要性、市町村の現況及び将来の見通し等について検討した上で、自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村（構想対象市町村）の組合せを示すものである。

市町村の合併は、その時々市町村の望ましいあり方を求めて絶えず検討されるべきものであり、構想対象市町村の組合せについては、将来の望ましい市町村の姿を見据えて検討する必要がある。

一方、本構想は、合併新法に基づいて策定するものであり、合併新法の期限（平成22年3月31日）内での合併の実現を前提とした組合せを示すことが求められている。

そのため、本構想においては、将来の望ましい市町村の姿を示した上で、それを見据えながら構想対象市町村の組合せを示すこととした。

なお、本構想で示した組合せと異なる枠組みにより市町村が自主的に合併協議を開始した場合には、自主的な市町村合併の推進という合併新法の趣旨に鑑み、宮崎縣市町村合併推進審議会の意見を聴いた上で、必要に応じて構想を変更することができるものとする。

2 将来の望ましい市町村の姿

(1) 将来の望ましい市町村の姿

住民に身近な事務を自ら行うことができる市町村

福祉（総合的な福祉施策の実施）、ごみ処理（効率的効果的なごみの処理）、消防（一定規模の消防本部の設置）等の住民に身近な事務を自ら行うことが可能な自治体であること。

地方分権の進展及び高度化する行政事務に的確に対応できる市町村

住民サービス向上のため今後推進される権限移譲や少子高齢化の進行に伴い高度化する行政事務に的確に対応できる職員集団を有する自治体であること。

自立性の高い市町村

自らの責任と判断で、地域の実情に応じた行政サービスを効率的に提供することが可能な財政基盤を持つ自治体であること。

住民との協働によるまちづくりを進める市町村

住民が地域の伝統や文化を共有し同じ自治体の住民としての連帯感を持つとともに、住民との協働により地域の課題を解決し、個性豊かなまちづくりを進めていくことができる自治体であること。

(2) 組合せの基本的な考え方

望ましい市町村となるための組合せを考えるに当たっては、次の観点から検討を行った。

生活圏・経済圏の一体性

通勤・通学・医療等の生活圏や商圈、民間経済団体の枠組み等に対応した行政区域の形成を図ることが可能な組合せであること。

広域行政・広域計画等の状況

一部事務組合や広域連合など市町村が広域で共同して事務を処理している状況や県の広域計画等も踏まえた組合せであること。

歴史的・文化的な結びつき

住民が連帯感を持ってまちづくりを進めていくことが可能と思われるような歴史的・文化的な結びつきが認められる組合せであること。

都市部と農山漁村地域との連携

都市部と農山漁村地域双方の活性化を図り、中山間地域の持つ国土の保全・水源のかん養・自然環境の保全等の機能を確実に維持していくため、都市部と農山漁村地域とが連携する形の組合せであること。

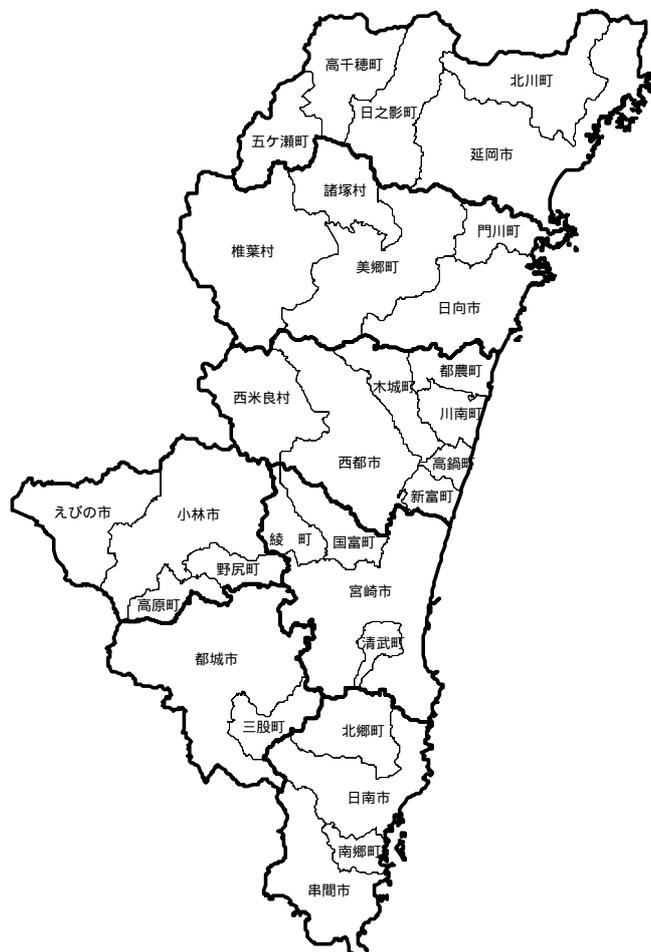
県内の主要な河川の流域市町村（川上から川下まで）には一定の相互依存関係が存在するものと考えられる。

高齢化率の高い農山漁村地域と高齢化率の低い都市部とが同じ行政区域を形成することで、高齢者を地域全体で支えていくことが可能となる。

(3) 望ましい市町村となるための組合せ

| 関係市町村 | 合併後人口 (人) | 合併後面積 (k m ²) |
|------------------------------|--------------|------------------------------|
| 延岡市、北川町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町 | 159,806 | 1,554.73 |
| 日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村 | 95,211 | 1,629.28 |
| 西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町 | 111,188 | 1,154.36 |
| 宮崎市、清武町、国富町、綾町 | 424,721 | 870.53 |
| 都城市、三股町 | 195,515 | 763.32 |
| 小林市、えびの市、高原町、野尻町 | 83,521 | 931.47 |
| 日南市、串間市、北郷町、南郷町 | 83,031 | 831.08 |

人口は平成17年国勢調査(速報値)



3 構想対象市町村の組合せ

(1) 組合せの基本的な考え方

本構想において示す構想対象市町村の組合せについては、前述した「望ましい市町村となるための組合せ」とすることが最も望ましいところであるが、合併新法の期限が平成22年3月31日であることから、それを踏まえた組合せとする必要がある。

そのため、本構想においては、合併新法の下で自主的な合併を推進する必要があると認められる市町村について検討し、その上で当該市町村を対象とした合併の組合せを定めることとする。

(2) 合併新法の下で自主的な合併を推進する必要があると認められる市町村

総務大臣の基本指針においては、構想の対象とする市町村として、

生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村
更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村
おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村
の3つの類型があげられている。

このことを踏まえ、本県市町村の現況及び将来見通しを検討した結果、本県において合併新法の下で自主的な合併を推進する必要がある市町村は、次の 又は に該当する市町村とした。

生活圏域の一体性が認められる市町村

医療圏・通勤圏・通学圏・商圈の状況から、次のとおり生活圏域の一体性が認められる。
このことを踏まえ、これらの圏域を基本とした行政区域の形成を図ることが望ましい。

- ア 高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町
- イ 延岡市・北川町
- ウ 日向市・門川町・美郷町・諸塚村・椎葉村
- エ 西都市・西米良村
- オ 高鍋町・新富町・木城町・川南町・都農町
- カ 宮崎市・清武町・国富町・綾町
- キ 都城市・三股町
- ク 小林市・えびの市・高原町・野尻町
- ケ 日南市・串間市・北郷町・南郷町

計 31 団体

人口1万2千未満の町村

人口の少ない小規模町村は、総じて人口減少や少子高齢化の進行が顕著であることに加え地方税収の低迷等により、行財政基盤が脆弱化し現行の行政サービスを維持することが困難になることが懸念される。

総務大臣の基本指針では、おおむね人口1万未満の市町村を対象とすることとされているが、本県においては、今後の人口減少傾向を踏まえ、人口1万2千未満の町村を対象とすることとした。

[該当町村]

| | 平成17年人口(人) | 平成37年推計人口(人) |
|------|------------|--------------|
| 北郷町 | 5,073 | 4,031 |
| 南郷町 | 11,611 | 8,769 |
| 高原町 | 10,617 | 8,671 |
| 野尻町 | 8,669 | 6,926 |
| 綾町 | 7,466 | 6,849 |
| 西米良村 | 1,307 | 930 |
| 木城町 | 5,531 | 5,010 |
| 都農町 | 11,811 | 10,089 |
| 北川町 | 4,478 | 3,261 |
| 諸塚村 | 2,119 | 1,397 |
| 椎葉村 | 3,478 | 2,227 |
| 美郷町 | 6,870 | 4,169 |
| 日之影町 | 5,031 | 3,165 |
| 五ヶ瀬町 | 4,810 | 3,586 |

計14団体

平成17年国勢調査(速報値)

国立社会保障・人口問題研究所の推計人口(平成15年12月)

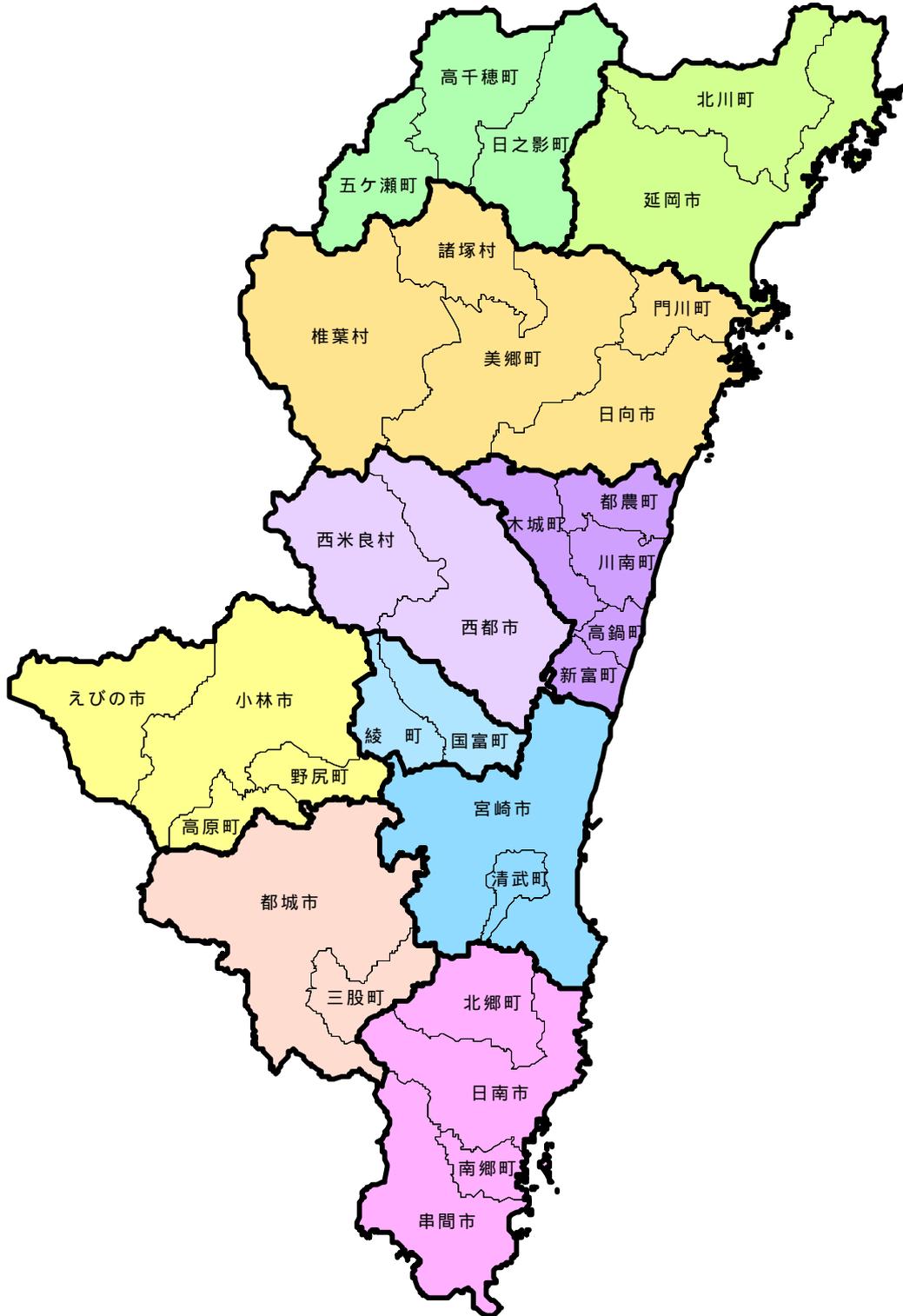
(3) 構想対象市町村の組合せ

(2)において合併新法の下で自主的な合併を推進する必要があると認められた市町村（構想対象市町村）の合併の組合せについては、「望ましい市町村となるための組合せ」を見据えた上で、市町村間の相互の結びつきの強さを示すクラスター分析の結果を踏まえつつ、地域の歴史的・文化的つながり、地域の合併に向けた取組み状況、合併新法の期限等を勘案して総合的に検討し、次のとおりとした。

| 関係市町村 | 合併後人口 (人) | 合併後面積 (km ²) |
|---------------------|--------------|-----------------------------|
| 高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町 | 24,620 | 686.77 |
| 延岡市、北川町 | 135,186 | 867.96 |
| 日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村 | 95,211 | 1,629.28 |
| 西都市、西米良村 | 35,395 | 710.12 |
| 高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町 | 75,793 | 444.24 |
| 宮崎市、清武町 | 395,563 | 644.61 |
| 国富町、綾町 | 29,158 | 225.92 |
| 都城市、三股町 | 195,515 | 763.32 |
| 小林市、えびの市、高原町、野尻町 | 83,521 | 931.47 |
| 日南市、串間市、北郷町、南郷町 | 83,031 | 831.08 |

人口は平成17年国勢調査(速報値)

構想対象市町村の組合せ



自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

1 合併に向けた取組みに対する県の支援体制の整備

市町村や住民の市町村合併に向けた取組みを全庁的に支援するため、平成13年5月に知事を本部長とする「宮崎縣市町村合併支援本部」を設置したところであるが、本構想に基づく合併新法の下での自主的な市町村合併の取組みに対しても、引き続き、当支援本部において総合的な支援を行っていく。

2 合併に向けた気運醸成

市町村合併は、市町村の根幹に関わる課題であり、住民の生活に大きな影響を与えるものであることから、それぞれの地域において市町村と住民とが十分に議論し、決定されるよう配慮することが必要である。

地域での真剣な議論を促すためには、市町村や議会、住民等に対する確に情報を提供していくことが重要である。

そのため、説明会を開催し合併新法や本構想の内容の周知を図るとともに、県のホームページや各種広報媒体を活用することにより、市町村合併の意義や必要性、各種支援策、「地域自治組織」の活用によるまちづくり等の先進事例の紹介など市町村合併に関する情報提供を積極的に行い、合併気運の醸成を図る。

3 市町村に対する助言

市町村が自主的な合併に向けた取組みを行う過程においては、今後の行財政の見通しや将来のまちづくりなどについて検討した結果を住民に説明し、理解を得る必要があることから、市町村のそうした取組みに対して必要な助言を行う。

4 市町村に対する支援

自主的な市町村の合併を推進するため、別途定める「宮崎県新市町村合併支援プラン」に基づき、本構想の対象となった市町村に対し、人的・財政的な支援を含め、総合的な支援措置を講ずる。

5 構想に基づく合併協議会設置勧告等

合併新法においては、知事による合併協議会設置及び合併協議推進の勧告のほか、合併協議会に係るあっせん・調停の措置が新たに設けられるなど、県の果たす役割が強化されている。これらの措置は自主的な市町村合併の推進という基本的な考え方に則った運用が必要であり、各地域における市町村合併の取組状況や市町村の置かれた状況を十分踏まえながら、適切に対処していく。